

判決年月日	平成29年9月27日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成28年（行ケ）第10266号		
○ 立体商標について、商標法3条1項3号に該当し、同条2項の要件を具備するものではないと判断した審決が維持された事例			

（関連条文）商標法3条1項3号，同条2項

（関連する権利番号等）商願2014－5943号，不服2015－907号

判 決 要 旨

【本件商標】 （第1／7図）



指定商品 第28類「トランプに内蔵印刷されたトランプ識別コード識別認識機能及び識別認識結果によりトランプの真偽又はゲームの勝敗を判定するプログラムを内蔵してなるトランプ繰り出し装置」（本願指定商品）

1 本件は、本願商標（立体商標）についての拒絶査定不服審判請求（不服2015－907号）の請求不成立審決に対する取消訴訟である。審決は、①本願商標は商標法3条1項3号に該当する，②本件使用商品の形状は、本願商標と同一性を有しているものとは認められず，本願商標が，その指定商品に使用された結果，需要者が原告の業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものとは認められないから，本願商標が商標法3条2項の要件を具備するものとはいえないと判断した。本判決は，要旨，次のとおり判示し，審決に取り消すべき違法はないとして，原告の請求を棄却した。

2 商標法3条1項3号

本願商標の立体的形状は，客観的に見れば，機能又は美感に資することを目的として採用されたものと認められ，また，需要者において，機能又は美感に資することを目的とした形状であると予測し得る範囲内のものであるから，商品等の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標として，商標法3条1項3号に該当するものと認められる。

3 商標法3条2項

(1) 商標法3条1項3号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くとされているのは、このような商標は、商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章、あるいは、商品等の形状を表示する標章であって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるものである。また、商標法3条2項は、同条1項3号に該当する商標のように、本来は、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであっても、その使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、自他商品識別力を獲得したものとして、例外的に商標登録を受けることができる旨を定めたものである。そして、商標法は全国一律に適用されるものであって、商標権が全国に効力の及ぶ更新登録可能な排他的な権利であることからすると、商標法3条2項により商標登録が認められるためには、同条1項3号に該当する商標が、現実使用された結果、指定商品又は指定役務の需要者の間で、特定の者の出所表示として我が国において全国的に認識されるに至ったことが必要であると解される（そうである以上、指定商品又は指定役務の需要者は、通常、全国的に存在していることが前提となるものである。）。上記の理は、商標法3条1項4号及び5号に該当する商標について、同条2項により商標登録を受けることができる場合においても異なるところはないといえる。なお、本件使用商品は、その上面に、「ANGEL EYE」等の文字が記載されていることが認められるが、上記文字商標等を捨象して残された立体的形状に注目して、独自の自他商品識別力を獲得するに至っているか否かを判断するのが相当である。

(2) 以上を前提に、本願商標について検討するに、本願商標の立体的形状と実質的に同一の形状を有する本件使用商品が、輸出専用の商品であって我が国において流通していないことは、当事者間に争いが無い。そして、原告が主張するように、本件使用商品が輸出され、又は輸出を前提としてのみ譲渡若しくはそのための展示がされることにより、本願商標が使用されているとしても、本件使用商品の取引に関係する者は国内の販売代理店に限定されており、本願商標を原告の出所表示として認識し得る需要者は限られた範囲にとどまるから、本願指定商品の需要者が全国的に存在していると認められない。のみならず、本件使用商品が輸出されることにより、諸外国で使用されており、諸外国のカジノ関係者に知られているとしても、その周知性が我が国に及んでいると認めるに足りる証拠はないから、本願商標が、現実使用された結果、本願指定商品の需要者の間で、原告の出所表示として我が国において全国的に認識されるに至ったものと認めることはできない。

したがって、本願商標は、商標法3条2項により商標登録を受けることができるものということとはできない。